

福祉車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の所有する福祉車両（以下「福祉車両」という。）の貸出の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市社協とする。

(貸出)

第3条 福祉車両の貸出は、次に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 福祉の向上のための各種研修会、スポーツ、旅行（外出）、買物などを行う場合。
- (2) 通院、入退院の送迎を行う場合。
- (3) 日常生活上、特に車いす等で外出する必要があると認められる場合。
- (4) 岡山市社会福祉協議会支部（以下「社協支部」という。）・地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が、福祉活動で使用する場合。
- (5) その他会長が特に必要と認めた場合。

(貸出対象者)

第4条 福祉車両の貸出を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 岡山市内に居住する車いす利用者の家族（運転者を借用者とする）
 - (2) 社協支部・地区社協
 - (3) 岡山市
 - (4) その他会長が特に必要と認めたもの
- 2 前項各号に該当するものであっても、事故を起こした場合に賠償能力に欠ける者には貸出することができない。
- 3 運転者は運転免許取得後、3年以上経過し、継続的に運転している者に限る。

(貸出日数)

第5条 福祉車両の貸出日数と貸出時間は次に掲げるものとする。

- (1) 福祉車両の貸出日数は原則として、1回2日間までとする（土日を挟む場合は4日間、祝日を挟む場合は3日間までとする）。
- (2) 貸出は土日祝・年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日午前9時から午後4時30分までの間に、職員立ち合いの上行う。
- (3) 貸出はひと月に4回までとする。ただし連続しての貸出は認めない（1日以上空けることとする）。
- (4) 会長が特に必要と認めた場合、前号の限りではない。

(借用の手続)

第6条 福祉車両の借用申込みは借用日の1ヶ月前から借用日の3日前までに行うものとする。

- 2 福祉車両を借用しようとする者は、「福祉車両借用申請書」・「運転者及び同乗者名簿」（様式第1号）・「運転者の運転免許証の写し」、また4条2項の確認のため、補償内容が確認できる「任意保険の保険証券の写し」を借用日の3日前までに市社協または各区事務所・分室に提出するものとする。

(借用者の責務)

第7条 借用者は、福祉車両を善良な管理者としての注意をもって保管し、使用については運行上の安全及び交通事故発生防止のため最大限の注意を払うものとする。

- 2 借用者は、福祉車両の使用にあたっては、法令、規則並びにこの要綱に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 借用者は、福祉車両を第3条に規定する借用目的以外の他の用途に使用し、又は営利を目的とした使用をしてはならない。
- 4 借用者は、福祉車両の使用権を第三者に譲渡したり、福祉車両を転貸してはならない。
- 5 借用者は、貸出を受けている期間中に、福祉車両を損傷し、又は交通事故が発生した場合は、すみやかに市社協に報告し、その指示に従うものとする。
- 6 福祉車両借用後は、借用者が責任をもって必ず車両の内外を清掃して返却するものとする。
- 7 福祉車両借用申請後、取り下げる場合、直ちに市社協に報告するものとする。

(損害賠償)

第8条 借用者は、福祉車両の使用、又は保管により生じたすべての損害を賠償するものとする。

- 2 借用者は、福祉車両の使用又は保管により第三者に損害を与えた時は、誠意をもって示談交渉を行うものとする。
- 3 事故による損害賠償等への対応は、借用者の保険による対応となるため、借用者自身で任意保険に加入するものとする。

(福祉車両の運転)

第9条 福祉車両の運転は、借用者が道路交通法に規定する要件を満たす場合に限るものとする。(道路交通法第85条)

- 2 借用者は、交通事故等の発生防止のため運転助手並びに必要な介護者を確保し、添乗させるものとする。

(仕業点検)

第10条 福祉車両を運転しようとする者は、道路運送車両法の規定による仕業点検を借用期間中1日1回その運行の開始前に実施するものとする。〔道路運送車両法第四十七条の二(日常点検整備)〕

- 2 前項の規定により仕業点検を実施し、その結果を車両チェックリストに記録しておくものとする。

(借用者の負担)

第11条 借用者の負担は次のとおりとする。

- (1) 燃料を満杯にして返却すること。
 - (2) 福祉車両の運行中に生じた故障の修理費、その他の補修費用(市社協の責めに帰する場
合を除く。)
 - (3) その他福祉車両の運行に必要な費用
- 2 前項各号の例外として、次に掲げる各号を定めるものとする。
 - (1) 社協支部・地区社協の福祉活動に対する貸出については、前項の借用者の負担を免除する。
 - (2) 会長が特に必要と認めた場合、借用者の負担を免除できるものとする。

(貸出停止)

第12条 第7条の規定に抵触すると見られる利用を行った場合は、以後の貸出をしないこととする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、市社協会長の決するところによる。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。
この改正要綱は、平成6年5月1日から施行する。
この改正要綱は、平成12年9月1日から施行する。
この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この改正要綱は、平成23年8月1日から施行する。
この改正要綱は、平成26年1月21日から施行する。
この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この改正要綱は、令和4年3月1日から施行する。
この改正要綱は、令和4年12月1日から施行する。
この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。
この改正要綱は、令和7年9月1日から施行する。
この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。